

特定非営利活動法人ゆう
障害者虐待等防止マニュアル

- (在宅支援グループ優友)
- (放課後等デイサービス てんとうむし)
- (相談支援センターくるみ)

令和5年3月 作成

虐待防止マニュアル

(目的)

第1条 このマニュアルは、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の趣旨を踏まえ、NPO 法人ゆうが運営する事業において、虐待を未然に防止するための体勢及び虐待が発生した場合の対応等を定め、児童の権利利益の擁護を目的とする。

(虐待の定義)

第2条 「虐待」とは、NPO 法人ゆうの職員が利用者に対して行う次の行為をいう。

身体的虐待	暴力や体罰によって身体に傷・アザ・痛みを与える行為。身体を絞めつけたり、過剰な投擲によって身体の動きを制御する行為。 (例：平手打ち、殴る、蹴る、壁に叩きつける、つねるなど…)
性的虐待	性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある） (例：性交、性器への接触、性的行為の強要、裸にする、キスするなど…)
心理的虐待	脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。 (例：怒鳴る、ののしる、悪口を言う、仲間に入れない、子ども扱いするなど…)
放棄・放置	食事や排泄、入浴、選択など身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせないなどによって障がい者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。 (例：体から異臭がするなど衛生状態が悪い、酷い空腹の訴え、栄養失調など…)
経済的虐待	本人の同意なしまたは騙すなどして財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 (例：年金や賃金を渡さない、同意なしに財産や預貯金を処分・運用するなど…)

(虐待防止対応責任者)

第3条 虐待に関して責任主体を明確にするため、虐待防止対応責任者を置く。
虐待防止対応責任者は、理事長/有馬優子とする。

(虐待防止受付担当者)

第4条 利用者、その保護者、関係者（以下「利用者等」という。）が虐待の報告を行いやすくするため、虐待防止受付担当者を置く。
虐待防止対応責任者は、管理者/芦野勇希が担当する。

(虐待報告等の受付)

第5条 虐待防止受付担当者は、利用者等からの虐待報告を随時受け付ける。
虐待防止受付担当者が不在の時には、他の全ての職員が虐待報告を受け付けることができる。
その場合は、速やかに虐待防止受付担当者へ状況を報告すること。

(虐待への対応)

- 第6条 虐待防止対応責任者は、前条の虐待の報告を受けたときは、障害者虐待防止法第16条に規定されている通報義務に基づき、市役所障がい者虐待防止センターに虐待の通報を行う。
- 虐待防止対応責任者は、虐待の内容及び原因を調査し、必要な改善策を検討する。
- 虐待防止対応責任者は、利用者の保護者、関係者に対し、虐待が発生した経緯及び改善策について説明しなければならない。

(虐待を受けた利用者や家族への対応)

- 第7条 虐待の報告を受けた虐待防止受付担当者は、虐待を受けた利用者の安全確保を最優先に行う。
- 虐待を行った職員に対し、虐待の事実関係が明らかになるまでの間、出勤停止等の何らかの措置を講じ、利用者が安心できる環境作りを行う。
- 虐待防止対応責任者は、虐待を受けた利用者やその家族に対して虐待が発生した経緯、虐待の内容等を説明し、謝罪を行い信頼の回復に努める。

(改善に向けた措置)

- 第8条 虐待防止対応責任者は、職員会議を開き、虐待の発生防止策を検討する。
- 必要に応じて、利用者等とも協議の場を設ける。
- 虐待防止対応責任者は、虐待が発生した経緯及び改善策を明記した改善計画を策定し利用者等に説明する。

(虐待防止のための措置)

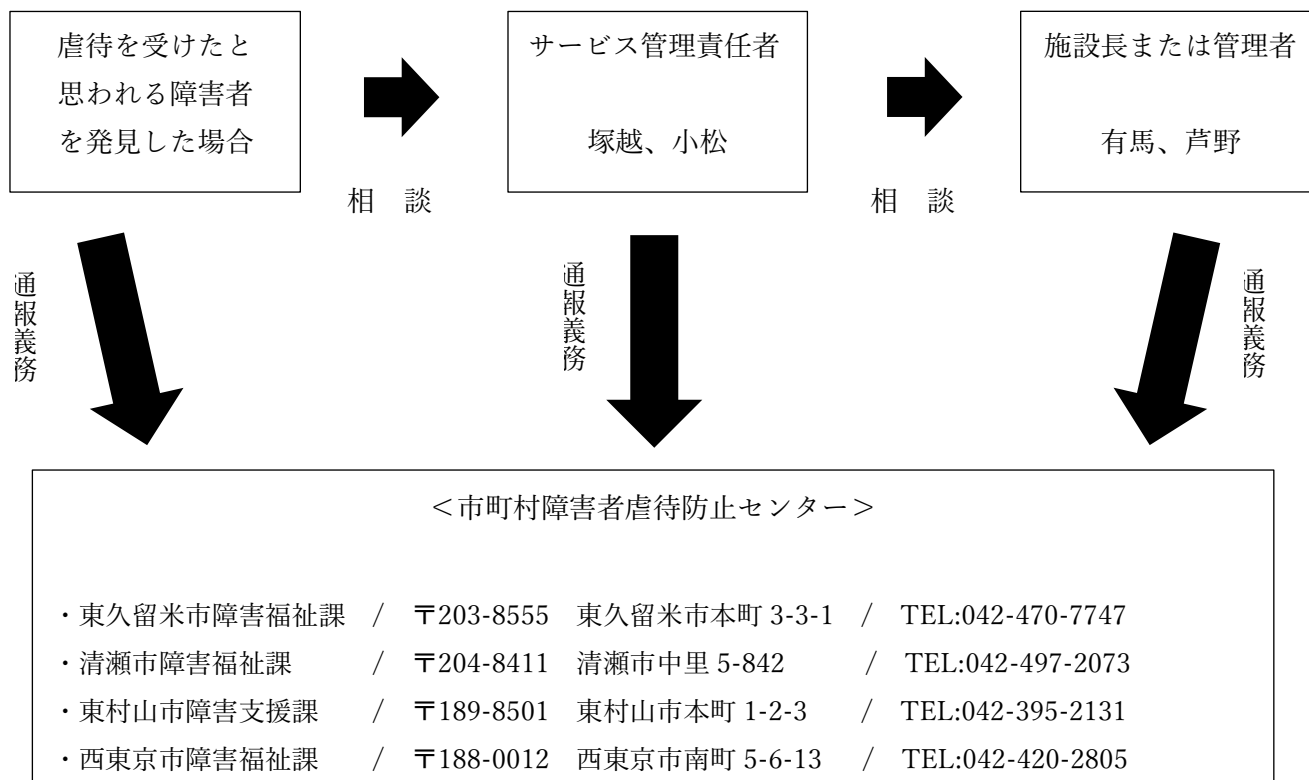
- 第9条 虐待防止対応責任者は、虐待の防止を図るため、定期的に研修を実施する。
- 虐待防止対応責任者は、虐待対応の仕組みや通報先について施設内掲示物、パンフレット等に記載し、周知する。

(虐待対応の記録・報告)

- 第10条 虐待防止受付担当者は、虐待報告受付から解決・改善までの経過と結果について所定の書面に記録する。
- 虐待防止対応責任者は、虐待通報者及び被虐待者に対し改善を約束した事項について、随時又は一定期間後に虐待通報者及び被虐待者に状況を報告する。
- 虐待などの兆候が見られた場合も受付担当者に報告し、管理者の判断・指示を受ける。

NPO 法人ゆうで虐待の疑いがあった場合

※虐待の疑いがあった場合、相談を受けた人も含めて、必ず通報しなくてはならない

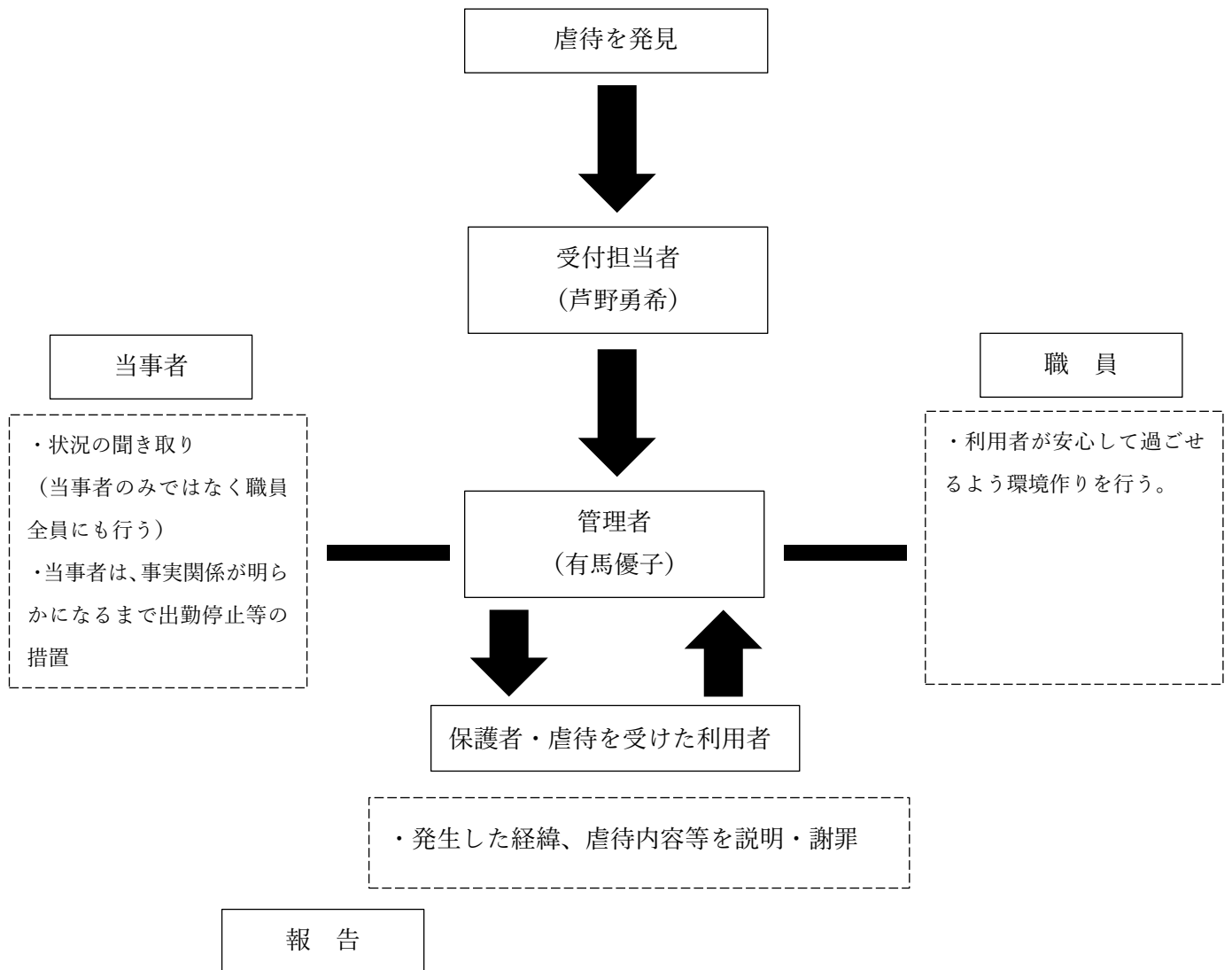


<職員及びスタッフが利用者を虐待した疑いについて、他の職員及びスタッフが気づいた場合>

- ① 最初に虐待の疑いに気づいた職員及びスタッフ
障害者虐待防止法に基づき、市町村に通報する義務がある。
- ② 通報する事案か、判断に自身が持てない場合
サービス管理責任者及び現場リーダー等に相談。
相談を受けたサービス管理責任者及び現場リーダー等も、相談内容から虐待の疑いを感じた場合
通報義務が生じる（施設長及び管理者も同様）

※ 障害者虐待防止法では、施設や事業所の中で障害者虐待の疑いのある事実が起きた場合の通報は「義務」なので、「通報しない」という選択肢はない。
虐待をしたと思われる職員及びスタッフを管理者等が注意して終わらせてしまい“通報しないで済ませる”ということもできない。
必ず通報した上、市町村・東京都の事実確認を受けることが必要。

NPO 法人ゆうで虐待を発見した場合



< 虐待等発見時の通報・相談先 / 苦情相談窓口 >

- ・東京都福祉保健局 障害者施策推進部計画課 / 〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 / [TEL:03-5320-4223](tel:03-5320-4223)
- ・東久留米市障害福祉課 / 〒203-8555 東久留米市本町 3-3-1 / TEL:042-470-7747
- ・清瀬市障害福祉課 / 〒204-8411 清瀬市中里 5-842 / TEL:042-497-2073
- ・東村山市障害支援課 / 〒189-8501 東村山市本町 1-2-3 / TEL:042-395-2131
- ・西東京市障害福祉課 / 〒188-0012 西東京市南町 5-6-13 / TEL:042-420-2805

(附則)

このマニュアルは、令和5年4月1日から施行する。